

福健第 1089 号  
平成21年7月2日

各市町村国民健康保険主管課長  
沖縄県医師国民健康保険組合事務長 } 殿

沖縄県福祉保健部  
国保・健康増進課長  
(公印省略)

高額療養費特別支給金の支給等について

みだしのことについて、厚生労働省保険局国民健康保険課長から別添のとおり通知がありますので、内容を確認の上、「高額療養費特別支給金」に関する広報、支給申請の受付及び支給について実施して下さるようお願いいたします。

保国発第0629001号  
平成21年6月29日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

高額療養費特別支給金の支給等について

75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費の取扱いについては、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年1月21日付け老発第1121001号・保発第1121001号）においてお知らせしたところである。

また、この取扱いについては、「長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題に関するパブリックコメントの実施について」（平成20年9月16日付け国民健康保険課事務連絡）でお知らせしたとおり、「平成20年4月以降についても、この方針に沿って同様の取扱いとする」としていたところであるが、今般、平成20年4月以降の取扱いについて、下記のとおりその具体的な内容を取りまとめたので、内容を御了知の上、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮を願いたい。

記

第一 概要

平成20年4月2日から12月31日までの間に月の初日以外の日において75歳に到達したことにより国民健康保険の被保険者資格を喪失した者その他の以下に掲げる者（以下「特例対象者」という。）がそれぞれ①から④までに該当するに至った日（以下「特例対象日」という。）に属していた世帯について、特例対象日の属する月に被保険者が受けた療養に係る一部負担金等の額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）による改正後の国民健康保険法施行令（以下「令」という。）の規定の例により計算した高額療養費及び他の公費負担（地方単独事業による負担を除く。以下同じ。）を支給したとした場合の自己負担額と改正令による改正前の令の規定により計算した高額療養費（任意給付を行っている保険者にあつては、任意給付を含む。）及び他の公費負担の支給後の自己負担額とに差額があ



る場合には、当該差額を「高額療養費特別支給金」として特例対象日における世帯主（国民健康保険組合にあっては、組合員。）であった者に支給すること。

- ① 月の初日以外の日において75歳に到達したことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者
- ② 被用者保険の被保険者が75歳に到達したことにより、月の初日以外の日において国民健康保険の被保険者の資格を取得した、当該被用者保険被保険者の被扶養者であった者
- ③ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達したことにより、月の初日以外の日において当該国民健康保険組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であった者
- ④ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達したことにより、月の初日以外の日において当該国民健康保険組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であった者

## 第二 事務処理の流れ

### (1) 後期高齢者医療広域連合における75歳到達者の抽出及び広報

各後期高齢者医療広域連合において、平成20年4月2日から12月31日までの間に月の初日以外の日において75歳に到達し後期高齢者医療制度の被保険者となった者を抽出し、当該者に対して高額療養費特別支給金のお知らせを送付することにより、75歳到達前に加入していた医療保険及び当該者の世帯員が特例対象日以後に加入する医療保険においても高額療養費特別支給金の支給の可能性のある旨の周知が行われること。

なお、当該お知らせは平成21年8月を目途に行われること。

### (2) 国保保険者による広報

国民健康保険の各保険者においても、可能な限り、支給の可能性のある者に対してリーフレットの送付等による広報を行うこと。

なお、国民健康保険中央会の新・保険者事務共同電算処理システムを使用している保険者における対象者の抽出方法等については、国民健康保険中央会と別途調整中であり、詳細についてはおっってお知らせすること。

### (3) 支給申請の受付及び支給

(1) 又は(2)の広報により、支給対象となる可能性のある者から各保険者に対して、高額療養費特別支給金の支給申請が行われるため、支給申請より一か月以内を目処として、支給決定又は不支給決定を行うこと。

## 第三 高額療養費特別支給金の支給に要する費用

高額療養費特別支給金の支給に要する費用については、本年度及び来年度の特別調整交付金等により措置すること。

#### 第四 高額療養費特別支給金の支給に当たっての留意点

高額療養費特別支給金の支給に係る療養の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該支給を受けることができる者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、高額療養費特別支給金の支給を行わないこと。

事 務 連 絡

平成21年7月2日

各市町村国民健康保険主管課  
沖縄県医師国民健康保険組合 御中

沖縄県福祉保健部国保・健康増進課  
国民健康保険班

高額療養費特別支給金の支給に係る事務の取扱いについて

みだしのことについて、平成21年7月2日付け福健第1089号において通知しておりますが、その事務の取扱いについて別添のとおり厚生労働省保険局国民健康保険課から事務連絡がありますので送付します。

事務連絡  
平成21年6月29日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

高額療養費特別支給金の支給に係る事務の取扱いについて

国民健康保険制度の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、「高額療養費特別支給金の支給等について」（平成21年6月29日付け保国発第0629001号）により、高額療養費特別支給金（以下「特別支給金」という。）の支給等についてお示ししたところですが、その事務の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、貴管内保険者への周知徹底等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 特別支給金の支給について

特別支給金の支給に当たっては、別添1又は別添2を参考とし、各保険者において支給規則等を定めること。支給申請書は別添3を参考として作成されたいこと。

また、支給についてのQ&Aを別添4のとおり作成したので、参考とされたいこと。

2 後期高齢者医療広域連合からのリーフレットの送付について

平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間に月の初日以外の日において75歳に到達し長寿医療制度の被保険者となった者に対しては、後期高齢者医療広域連合より別添5又は別添6を参考としたリーフレットが送付されること。

3 国保保険者からのリーフレットの送付について

国保保険者から支給対象となる可能性のある者に対して広報を行う場合においては、別添7のリーフレットを参考とされたいこと。



4 各保険者における被保険者等からの問い合わせ等への対応について

各保険者においては、被保険者等より特別支給金の問い合わせがあった場合には、特別支給金の趣旨、支給対象者、申請方法等について説明を行い、申請があった際には、支給額の計算等を適切に行うこと。

5 特別支給金の税法上の取扱いについて

特別支給金については、保険給付と同様に非課税とするよう、税務当局と調整する予定であること。

〇〇市(区、町、村)国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則(参考例)

(目的)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において、七十五歳に到達したことによる医療保険制度の移行があった者の属する世帯について、高額療養費特別支給金(以下「特別支給金」という。)を支給することにより、当該移行に伴う家計の負担増を解消することを目的とする。

(支給要件及び支給額)

第2条 特別支給金は、次の各号に掲げる者(以下「特例対象者」という。)が当該各号に該当するに至った日(以下「特例対象日」という。)に属していた世帯について、特例対象日の属する月に被保険者が受けた療養に係る一部負担金等の額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第357号。以下「改正令」という。)第6条による改正前の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)の規定により算定した高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額が、改正令第6条による改正後の令の規定の例により算定した高額療養費及び他の公費負担を支給したとした場合の自己負担額を超える場合に、その超える額を特例対象者が特例対象日に属していた世帯の世帯主(世帯主であった者を含む。)に対し支給する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第52条第1号に該当し、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより、当市(区、町、村)国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者
- 二 改正令第6条による改正後の令第29条の2第4項第2号に規定する被用者保険被保険者が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において当市(区、町、村)国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険被保険者の被扶養者であった者
- 三 国民健康保険組合の組合員が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において当市(区、町、村)国民健康保険の被保険者の資格を取得した者

(申請)

第3条 特別支給金の支給を受けようとする世帯主(世帯主であった者を含む。)は、高額



療養費特別支給金支給申請書を市（区、町、村）長に提出しなければならない。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 特別支給金に係る支給申請受付開始日は、平成21年8月〇日とする。

2 支給申請期限は、平成22年1月29日とする。なお、平成22年1月29日以前の通信日付印のあるものについては、支給申請期限までに申請されたものとする。

（支給額の計算の対象となる療養の範囲）

第5条 特別支給金の支給額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに市（区、町、村）において確認した療養とする。

（支給）

第6条 市（区、町、村）長は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、支給の決定をし、申請者に対し、特別支給金を支給するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 支給申請期限までに支給対象者からの申請が行われなかった場合は、特別支給金の受領を辞退したものとする。また、支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、市（区、町、村）長が補正等を求めたにもかかわらず、平成21年〇月〇日までに申請者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、特別支給金の支給に関し必要な事項は、別に市（区、町、村）長が定める。

附 則

この規則は、平成21年〇月〇日から施行する。

〇〇国民健康保険組合高額療養費特別支給金支給規則 (参考例)

(目的)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において、75歳に到達したことによる医療保険制度の移行があった者の属する世帯について、高額療養費特別支給金（以下「特別支給金」という。）を支給することにより、当該移行に伴う家計の負担増を解消することを目的とする。

(支給要件及び支給額)

第2条 特別支給金は、次の各号に掲げる者（以下「特例対象者」という。）が当該各号に該当するに至った日（以下「特例対象日」という。）に属していた世帯について、特例対象日の属する月に被保険者が受けた療養に係る一部負担金等の額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）第6条による改正前の国民健康保険法施行令（昭和33年政令362号。以下「令」という。）の規定により算定した高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額が、改正令第6条による改正後の令の規定の例により算定した高額療養費及び他の公費負担を支給したとした場合の自己負担額を超える場合に、その超える額を特例対象者が特例対象日に属していた世帯の組合員（組合員であった者を含む。）に対し支給する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第52条第1号に該当し、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことにより当組合の被保険者の資格を喪失した者
- 二 組合員が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において当組合の被保険者の資格を喪失した者
- 三 他の国民健康保険組合の組合員が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において当組合の被保険者の資格を取得した者

(申請)

第3条 特別支給金の支給を受けようとする組合員（組合員であった者を含む。）は、高額療養費特別支給金支給申請書を理事長に提出しなければならない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 特別支給金に係る支給申請受付開始日は、平成21年8月〇日とする。

2 支給申請期限は、平成22年1月29日とする。なお、平成22年1月29日以前の通信日付印のあるものについては、支給申請期限までに申請されたものとする。

(支給額の計算の対象となる療養の範囲)

第5条 特別支給金の支給額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに組合において確認した療養とする。

(支給)

第6条 理事長は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、支給の決定をし、申請者に対し、特別支給金を支給するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 支給申請期限までに支給対象者からの申請が行われなかった場合は、特別支給金の受領を辞退したものとする。また、支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、理事長が補正等を求めたにもかかわらず、平成21年〇月〇日までに申請者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特別支給金の支給に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規則は、平成21年〇月〇日から施行する。

# 高額療養費特別支給金支給申請書

高額療養費特別支給金について次のとおり申請します。

※ 次のいずれかの ( ) 内に○をつけてください。

( ) 1. 下記の口座への振り込みを希望する。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ( )	本店・支店 ( )				預金種別 ( )	普通 当座 ( )
口座番号等 左箱記載して下さい							
口座名義人 (カタカナ)							

( ) 2. 窓口での交付を希望する。

あて先	市長殿	申請日	年	月	日
被保険者証記号番号					
申請者 (世帯主)	氏名				
	住所	(〒 - ) 〇〇市	TEL ( ) -		

【高額療養費特別支給金に関するQ&A】

(問1) 今回の支給金の支給に当たっては、支給金の根拠を市町村の条例(組合の規約)に規定することにより、保険給付として支給してよいか。

(答)

高額療養費特別支給金については、各医療保険制度及び各保険者において、統一的な対応を行うことが望ましいことから、保険給付としてではなく予算措置による特別支給金として対応することとしたものである。各保険者におかれては、支給規則等を制定し、被保険者からの申請に基づき支給していただきたい。

(問2) 高額療養費特別支給金の支給はいつから開始することとなるのか。

(答)

支給の可能性のある者に対しては、8月中を目途として、後期高齢者医療広域連合よりお知らせが送付されることとなっている。よって、それ以降に支給対象者からの支給申請が行われる見込みである。

また、申請を受けつけた場合、1ヶ月以内を目途として、支給すること。

(問3) 支給対象者は特例対象者本人か、それとも世帯主(組合にあっては組合員。)か。

(答)

国民健康保険においては、一部負担金等についてはすべて世帯主に支払義務があるため、特別支給金の支給対象者も世帯主となる。

(問4) 支給額の算定に当たっては、支給時点での世帯構成と、特例対象日時点での世帯構成のどちらを基準とするのか。

(答)

特例対象日時点での世帯構成を基準とする。

(問5) 支給対象者が亡くなられている場合、支給対象者の相続人に支給を行うことよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問6) 現在の国民健康保険法施行令第29条の2第2項又は第4項による特例対象者個人単位での高額療養費が新たに発生するものの、世帯単位での最終的な自己負担額に変更が無い場合には、特別支給金は支給しなくてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

今回の特別支給金については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第357号)による改正前後の規定を用いて、それぞれ高額療養費支給後の自己負担額を算出し、その額に差額が生じた場合に、その差額を支給するものである。

(問7) 特別支給金の支給後に月遅れレセプトが到着した場合は、どのような取扱いとなるのか。

(答)

今回の特別支給金については、単年度の予算事業としており、支給額の算定に当たっては、各保険者において定める支給規則等により、計算対象となる月遅れレセプトの到着期限を設定すること。

当該期限前に月遅れレセプトが到着し、支給額に変更が生じるときは、その差額を支給すること。

なお、その際に支給対象者から再度申請をしていただく必要はない。

(問8) 特別支給金の支給を受けたことをもって、高額療養費の多数回該当のカウンターの対象としてよいか。

(答)

高額療養費の多数回該当のカウンター対象となるものは、国民健康保険法に基づく高額療養費の支給に限られることから、今回の高額療養費特別支給金については、その対象とならない。

(問9) 支給対象者が特例対象日以後に転居(A市→B町)されていた場合、支給事務はどの保険者で行うのか。

(答)

支給事務は特例対象日時点に支給対象者が住んでいたA市が行うこととする。ただし、支給対象者の現在の住所は分からないため、A市からの照会に基づき、転居先のB町からA市への住所地等の情報提供を行っていただきたい。

(問10) 申請又は受領について、第三者に委任することを認めてよいか。

(答)

委任状等の必要な書類を提出させた上で、委任を認めることは差し支えない。

(問 1 1) 支給金の申請期限までに、支給対象者からの申請書の提出がなかった場合は、支給金の受領を辞退したものとみなしてよいか。

(答)

差し支えない。ただし、支給対象者を保険者で把握している場合には、可能な限り電話等により支給金の申請勧奨を行っていただきたい。

(問 1 2) 特別支給金の支給にあたって、各保険者でシステム改修を行った場合の補助はあるのか。

(答)

各保険者においてシステム改修が必要となった場合は、特別調整交付金で措置する予定。

(問 1 3) 高額介護合算療養費の支給額計算における自己負担額は、一部負担金等の額から特別支給金を控除した額とするのか。

(答)

特別支給金は高額療養費等の保険給付とは異なるものであるため、高額介護合算療養費の支給額計算の過程において考慮に入れる必要はない。

(問 1 4) 国民健康保険組合において任意給付を行っている場合、任意給付の限度において、特別支給金を支給しない取扱いとなるのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問 1 5) 第三者行為に係る損害賠償について係争中の者に対しても、特別支給金を支給することとなるのか。

(答)

今回お示しした通知においては、被保険者が第三者行為に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、支給金を支給しないこととしているところである。

一方、今回の特別支給金については、損害賠償に係る法令上の代位請求が認められていないことに加え、単年度の予算事業として支給するものであることから、示談の結果等によっては被保険者が特別支給金に相当する金銭を受けられないことが生じ得るため、到達月の負担の増加を抑制するという特別支給金の趣旨を踏まえ、係争中の者についても支給されたい。



# 「高額療養費特別支給金」のお知らせ

(別添5) (表面)

1～3の内容をご確認の上、それぞれの手続きをお願いいたします。

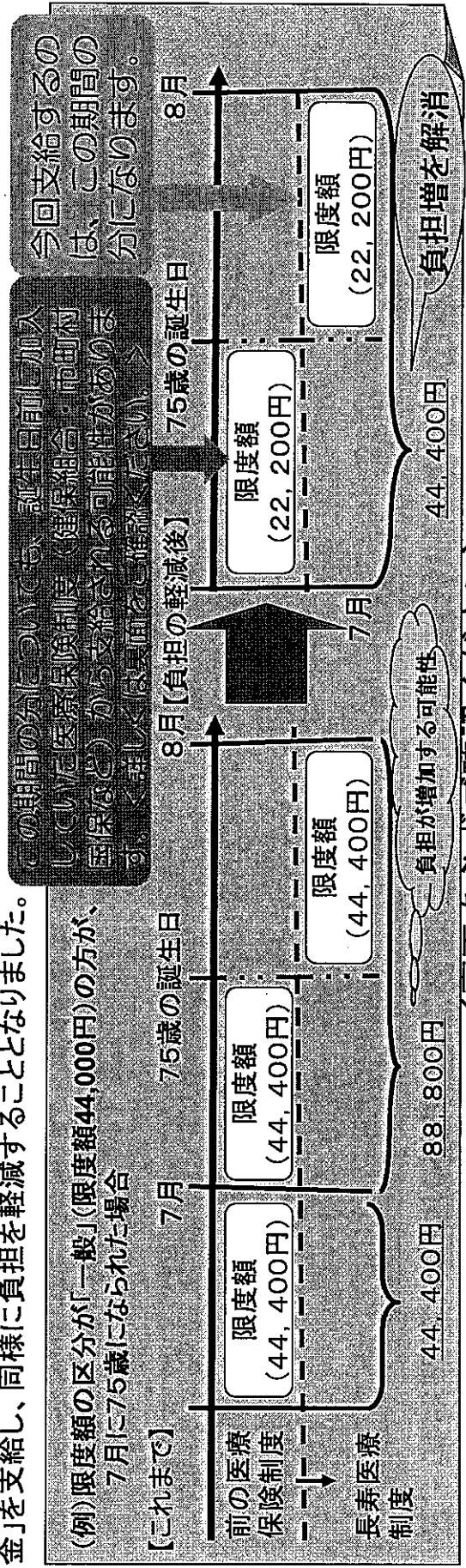
## 1. 長寿医療制度における「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ あなたは、昨年の75歳になられた月に、長寿医療制度において医療費をお支払いいただいていた。今回、一定額を超えてお支払いいただいた分を「高額療養費特別支給金」として支給することとなりました。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の受領には手続きが必要ですので、同封の「高額療養費特別支給金の申請手続きについて」をご確認の上、申請書に必要事項を記入して返送してください。

### 《詳しくは、次のような仕組みです》

75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・市町村国保など)」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて負担が増加することがありました。

平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置が講じられ、誕生月の負担が他の月と比べて増加することはなくなりましたが、今般、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することとなりました。



(裏面を必ずご確認ください)

## 2. 健保組合・市町村国保などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について（裏面）

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度（健保組合・市町村国保など）から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、平成21年12月18日までに、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村国保などにお問い合わせください。

## 3. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 以下の方について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
  - ① あなたが被用者保険（健保組合・協会けんぽ（旧政管健保）・共済組合）の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
  - ② あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、平成21年12月18日までに、下記までお問い合わせください。
  - ①に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた被用者保険及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口
  - ②に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口（誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。）

※ 上記の2又は3のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村国保などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。

# 「高額療養費特別支給金」のお知らせ

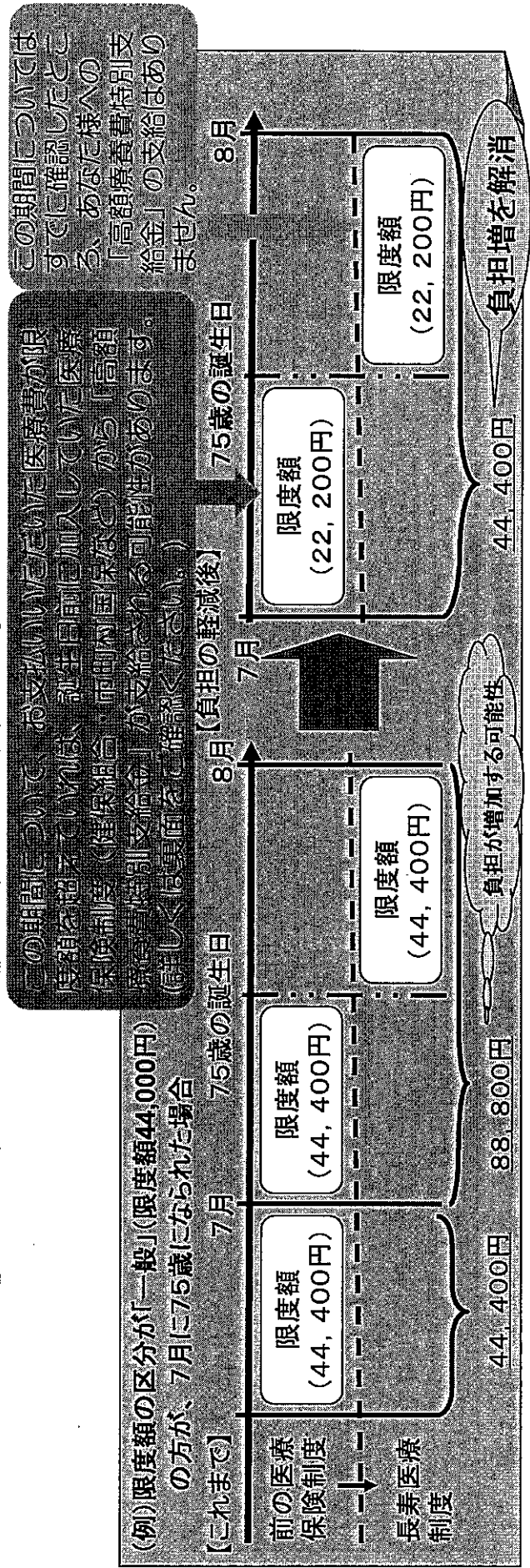
(別添6) (表面)

このお知らせは、平成20年4月から12月までの間に、75歳を迎えられた方に対してお送りしています。「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。ありますので、下記をご覧の上、裏面の1と2のお問い合わせをお願いします。

## 《詳しくは、次のような仕組みです》

75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・市町村国保など)」の2つの制度に加入されていますが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて負担が増加することがあります。

平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置が講じられ、誕生月の負担が他の月と比べて増加することはなくなりましたが、今般、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することをいたしました。



(裏面を必ずご確認ください)



## 1. 健保組合・市町村国保などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について（裏面）

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度（健保組合・市町村国保など）から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、平成21年12月18日までに、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村国保などにお問い合わせください。

## 2. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 以下の方について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
  - ① あなたが被用者保険（健保組合・協会けんぽ（旧政管健保）・共済組合）の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
  - ② あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、平成21年12月18日までに、下記までお問い合わせください。
  - ①に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた被用者保険及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口
  - ②に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口（誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。）

※ 上記の1又は2のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村国保などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。

## 「高額療養費特別支給金」のお知らせ

このお知らせは、平成20年4月から12月までの間に75歳を迎えられた方の世帯主に対してお送りしています。「高額療養費特別支給金」が支給される可能性がありますので、下のご説明をお読みいただき、お問い合わせください。

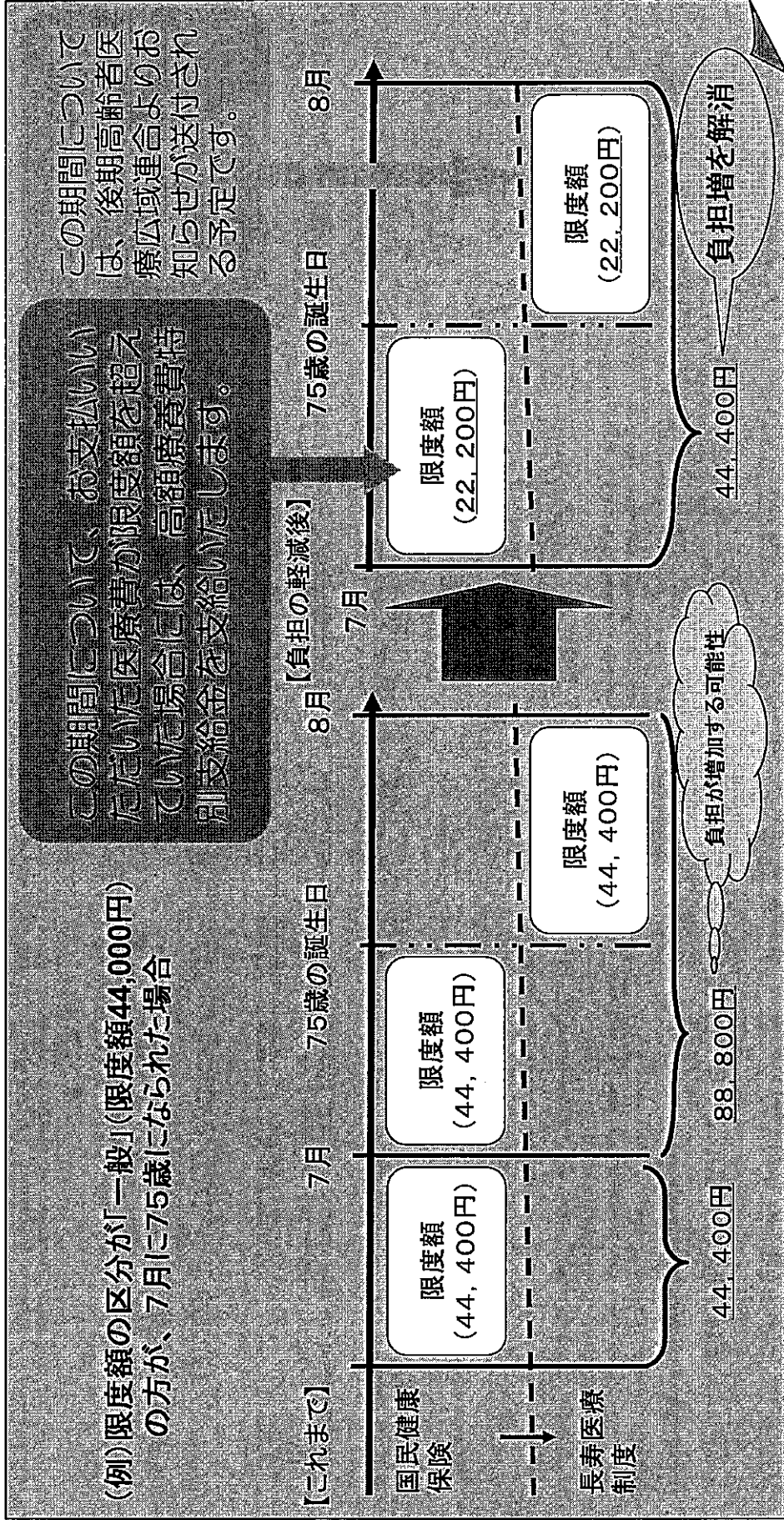
《詳しくは、次のような仕組みです》(裏面もご確認ください。)

- ・75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日前の国民健康保険」と「誕生日以後の長寿医療制度」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがありました。
- ・平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度における自己負担の限度額を半分にする措置が講じられ、負担が増加することはなくなりました。このたび、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することとなりました。

こちらまでお問い合わせください。

〇〇市国民健康保険課 電話：03-3595-2565

・高額療養費特別支給金は以下のような仕組みです。



※ お問い合わせを受けて確認した結果、あなたの世帯における医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。